

第1期中期目標の期間の終了時の検討及び措置について

1 根拠法令（地方独立行政法人法）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 第1期中期目標の期間の終了時の検討及び措置

静岡病院は、平成28年4月1日に地方独立行政法人に移行して以来、新しい経営形態の長所を生かし、弾力的・効率的な病院経営が行われるとともに、救急・災害等の公益性の高い医療が継続的・安定的に提供され、平成30年8月に実施した第1期中期目標期間の業務実績（見込）の評価では、「中期計画の達成に向けて順調に進捗しており、中期目標の期間の終了時において、全体として中期目標の達成が見込まれる。」という全体評価とした。

このことから、法人の業務の継続の必要性等について、静岡病院は地域の基幹病院として市民に必要不可欠な病院であり、現状特段の問題はなく、順調に経営が行われていることから、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当とする。